

告示

埼玉県告示第二百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

花園ショッピングセンター

埼玉県深谷市荒川八百五十番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）五千六百九十平方メートル

（変更後）八千五百七十平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二七五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五〇八台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一九六平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一九七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 三三立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 五五立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ハーズ 午前九時三十分から午後八時

株式会社セキチユー 午前八時から午後七時三十分

（変更後）株式会社ハーズ 午前七時から午後八時

株式会社セキチユー 午前七時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前七時三十分から午後八時三十分
(変更後) 午前六時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 一三か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 一三か所 位置 図面省略

八 変更年月日

平成二十四年十月二十九日

二 届出年月日

平成二十四年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十四年三月九日から平成二十四年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年三月九日から平成二十四年七月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課